

一般社団法人大規模修繕積算協会 規則

平成31年1月23日施行

令和1年7月16日改訂

令和1年11月19日改訂

一般社団法人 大規模修繕積算協会

目 次

第 1 章 総則	
第 1 条	1
第 2 条	1
第 3 条	1
第 2 章 会員及び会費	
第 4 条	1
第 5 条	1
第 6 条	2
第 7 条	2
第 8 条	2
第 9 条	2
第 10 条	2
第 11 条	2
第 3 章 役員	
第 12 条	3
第 13 条	3
第 14 条	3
第 4 章 正副会長会議	
第 15 条	3
第 5 章 支部長会議	
第 16 条	3
第 6 章 委員会	
第 17 条	3
第 18 条	4
第 19 条	4
第 7 章 支部	
第 20 条	4
第 21 条	4
第 22 条	5
第 23 条	5
第 24 条	5
第 25 条	5

第 8 章 予算及び経理	
第 26 条	6
第 27 条	6
第 28 条	6
第 9 章 名誉顧問	
第 29 条	6
第 10 章 事務局	
第 30 条	7
第 11 章 雑則	
第 31 条	7
第 32 条	7
第 33 条	7

一般社団法人大規模修繕積算協会 規則

第 1 章 総則

第 1 条 この総則は、第 2 条の本会の目的を達成するために運営規則として定めたものである。

第 2 条 本会の目的は、集合住宅・ビル等を主体とした建築物の維持及び保全を行う事によって、集合住宅・ビル等の長期寿命化及び価値向上を図り、ひいては人々の安心・安全な住環境の構築に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 集合住宅・ビル等を主体とした建築関連全般の積算業務
- (2) 集合住宅・ビル等を主体とした設備・電気関連全般の積算業務
- (3) 大規模修繕における積算方法の教育・指導
- (4) 集合住宅・ビル等を主体とした建築物の修繕計画策定業務
- (5) 集合住宅・ビル等の既存積算書の適正精査業務
- (6) 建築・設備関連の改修技術・工法の研究・ソフト開発
- (7) 大規模修繕における基本設計時の概算予算書作成業務
- (8) 大規模修繕における実施設計時の工事費予算書作成業務
- (9) 前各号に附帯関連する一切の業務

第 3 条 本会は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 事業年度とする。

第 2 章 会員及び会費

第 4 条 会員の種別は、以下の 3 種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した一級建築士事務所
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して積算業務に起因する活動をするために入会した個人、法人、団体
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同して積算業務に関して賛助するために入会した法人、団体

第 5 条 会員となるには、本会所定の申込書を提出し、理事の過半数の決議により承認を得るものとする。

- 2 入会を承認された者は、承認の日から 40 日以内に入会金および会費を本会に納めなければならない。

第 6 条 会員の会費及び入会金は、次の通りとする。

	入会金	会費（年額）
正会員（個人・法人共通）	1万円	1万円
準会員（個人）	3千円	3千円
（法人・団体共通）	5千円	5千円
賛助会員（法人・団体共通）	3万円	2万円

- (1) 理事の過半数の一致により決議した特例措置に基づき、入会金及び会費の一部を減額・免除することができる。
- (2) 事業年度の中で入会した者は、会員入退会管理規定で定める額を収める。
- (3) 退会した者が再び入会する場合は、入会金を免除する。

第 7 条 会員は、毎年度の会費を4月30日までに納入しなければならない。但し、届け出る事により、分納することができる。

- 2 会員の会費滞納が期限より6ヶ月を超えたときは、理事の過半数の一致による決議により会員権利の一部を停止できる。

第 8 条 会員は、当会所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第 9 条 会員が、当会の名誉を棄損し、若しくは当会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務違反（滞納等）するなど除名すべき正当な事由があるときは、正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって除名することができる。

- 2 除名をしようとするときは、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 10 条 当会から会員への連絡、情報提供は、入会申込書に記載された、住所、会員代表者名、電話、FAX、メールアドレスとし、いずれかに変更があった場合は、2週間以内に当会所定の会員情報変更届（別紙3）により届け出をする。

- 2 前項の届出を怠った結果、当会よりの連絡、情報提供が届かなかった場合、当会の責任はないものとする。

第 11 条 会員及び会費に関しては、当規則の他別途定める会員入退会管理規定により運営するものとする。

第 3 章 役員

第 1 2 条 当会の役員は、会長、副会長、専務理事、理事、監事とする。

2 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事で構成される。

第 1 3 条 会長は、当会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、本会の事業を分担する。

3 専務理事は、本会の事業を分担するとともに各委員会の会合に出席し、意見を述べるとともに各委員会間の連絡 調整をはかることができる。

4 理事は、分担された業務を執行する。

5 監事は、理事の職務執行の監査と計算書類、事業報告書等の監査をする。

第 1 4 条 会長以下、役員報酬は、総会において理事会の構成役員と監事とを分けて定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等の支給の基準に従って算定し、会長がこれを定める。

第 4 章 正副会長会議

第 1 5 条 会長は、業務を執行するため、必要に応じて正副会長会議を開催することができる。

2 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

第 5 章 支部長会議

第 1 6 条 支部設立に伴い、本会の本部・支部間及び各支部間の連携をはかるために、支部長会議を設ける。

2 支部長会議は、会長及び副会長・担当理事及び支部長をもって構成する。

3 別途定める支部長会議規則により運営をする。

第 6 章 委員会

第 1 7 条 本会の会務及び事業に関する事項の企画、検討・提案及び執行を行うため、委員会を設ける。委員会には必要に応じ、部会、小委員会及びワーキンググループを

設けることができる。

第18条 委員会は、次の委員会とし、各々の事項を分掌する。

(1) 事業計画委員会

本会の運営及び事業の計画と実施に関する事項、及び本会財務に関する事項。

(2) 広報委員会

本会の対外広報、書籍の編集・発行及び会員への情報提供に関する事項。

(3) 積算委員会

積算内訳フォーマットの標準化並びに積算ノウハウの教育・指導に関する事項。

(4) 綱紀委員会

会員の違反行為に関する調査・処分・審査など行動綱領等の遵守に関する事項。

第19条 委員会の委員は、会員を原則とし、理事の過半数の一致を経て委嘱する。

2 委員長は、会長が理事の過半数の一致を経て委嘱する。

3 委員会の運営に関して必要があるときは、理事の過半数の一致を経て運営規定を設けることができる。

4 委員会は、その事業概要を全役員に報告する。

5 委員会は年度当開始前に事業計画書を、年度末後2か月以内に事業報告書を本会に提出し、役員承認を得なければならない。

6 委員会が本会の名称を用いて、調査、研究及び開発等の発表を外部に対して行うときは、事前に会長の承認を得なければならない。

7 委員会の委員の任期は、2年以内とする。但し、再任はこれを妨げない。

8 委員会の委員長は、原則として、他の委員会の委員長を兼任することができない。

第7章 支部

第20条 この法人は、支部を置くことができる。支部は、支部地域に在住又は勤務する会員の相互協力によって、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第21条 支部の地域は、次の通りとする。

北海道支部（北海道）

東北支部 (青森県 秋田県 山形県 岩手県 宮城県 福島県)
北陸支部 (福井県 石川県 富山県 新潟県)
中部支部 (静岡県 山梨県 長野県)
東海支部 (愛知県 岐阜県)
関西支部 (滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 三重県)
中国四国支部 (鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県)
九州支部 (福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県)
※東京都 千葉県 埼玉県 神奈川県 茨城県 群馬県 栃木県については本部管轄とする。

第22条 支部を設置しようとするときは、支部地域に在住または勤務する会員の中から発起人を定め、本会に支部の設置申請をしなければならない。

支部の設置申請には、次の事項を必要とする。

- (1) 地域
 - (2) 支部規程案
 - (3) 支部の設置に賛成の支部地域に在住又は勤務する会員の名簿
- 2 前項の申請があった場合、理事の過半数の一致の決議により承認する。
- 3 支部を廃止する場合も前項に準ずる。

第23条 支部の運営は、支部規程により執行し、規程の改廃は支部役員会でこれを定め、理事の過半数の承認を得てその効力を生ずる。

- 2 支部規程には、次の事項を規定しなければならない、
- (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
 - (3) 地域
 - (4) 事業
 - (5) 役員構成及び任期
 - (6) 役員選任方法
 - (7) 支部総会及び支部役員会に関する事項
 - (8) 支部運営

第24条 支部長は、支部規程により支部において選任する。

第25条 支部の経費は、本会よりの支部交付金、支部事業による収入、寄附金及びその他の収入によって支弁する。

- 2 支部の事業年度は、本会の事業年度に準ずる。
- 3 支部が支部会費を徴収しようとするとき及び寄附金を受けようとするときは、

理事の過半数の一致の承認を得なければならない。

- 4 支部は年度開始前に事業計画書を、年度末後2か月以内に事業報告書を本会に提出に当該年度の事業計画、収支予算及び前年度の事業報告、収支決算及び財産目録を全理事に提出しなければならない。
- 5 支部は、その地域内に支所を設けることができる。支所を設置するときは、理事の過半数の一致承認を得なければならない。

第8章 予算及び経理

第26条 予算は理事の過半数の一致で決議をし、決算の承認は、社員総会で行う。

第27条 収入、支出は、専務理事がこれを執行する。但し、予備費の支出は、理事の過半数の一致承認を得なければならない。

- (1) 専務理事は、上記執行状況を、原則として2か月毎に全役員に報告しなければならない。

第28条 支部交付金は、原則として会員数・資格者数その他収入要素に対応したものとし、計算方法は別に定める。

- (1) 支部交付金は、年度内複数回に分割して交付する。

第9章 名誉顧問

第29条 当会は、以下に該当する者を名誉顧問として若干名置くことができる。理事の過半数の一致を経た上で、会長が委嘱する。

- (1) 本会会長を退任した者
- (2) 本会活動において、特筆すべき顕著な功績（※1）をあげた会員
- (3) 継続して50年以上在籍している会員
- (4) 本会活動に協力しているあるいは協力の意思表示をした学識経験者（※2）

※1 特筆すべき顕著な功績とは、

本会活動の拡大および事業基盤強化あるいは質的發展に貢献し、具体的な事象や定量的数値として証明できる成果をいう

※2 学識経験者とは、

専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識をもつと社会的に認められる人（一般的には、大学の名誉教授・教授・准教授・といった人）

- 2 名誉顧問の任期は、満年齢80歳の3月31日をもって終了とする。

第 10 章 事務局

第30条 当会には、事務局を設置する。

- 2 事務局職制、事務局服務規程、事務処理規程、給与規程などについては、理事の過半数の一致を経て別に定める。

第 11 章 雑則

第31条 本会が必要に応じ業務請負者（会員及び非会員）に支払うべき諸経費については、慶弔規程、旅費規程、報酬規程等を理事の過半数の一致を経て別に定める。

第32条 この規則を改廃しようとするときは、理事の過半数の一致を得なければならない。

第33条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に必要な規程及び細則の設定及び改廃は、理事の過半数の一致を経て定める。